

## 第1条（名称）

この会は、カトリック山科教会小教区評議会（以下「評議会」という。）と称する。

## 第2条（目的）

カトリック山科教会（以下「山科教会」という。）が、カトリックの普遍教会、及び京都司教区の考え方と方針に一致したビジョンを持ち、カトリック教会本来の使命である福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のために資する運営及び福音宣教活動を行うために、本評議会を設置する。

## 第3条（任務）

評議会は、山科教会共同体の中にあって、その代表者たちによって、山科教会の必要かつ円滑な運営のための調整を行い、福音宣教活動について、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭・修道者（以下「司祭団」という。）と共に協力して審議と決定機関の役割を果たす。また、所属する京都教区司教から所属を示されたブロック（以下「所属ブロック」という。）の福音宣教活動とも連携して、必要な事柄を審議決定する。

## 第4条（主宰）

評議会は、司祭団が主宰する。

## 第5条（評議会の構成及び人数）

1 評議会の評議員は、次の者によって構成される。

① 信徒の代表として選出された「役員」……………定数4名

（役員のうち1名は「ブロック担当者」として任務を兼務する）

② 各部会の代表者……………各部会から1名

2 上記②の評議員については、各部会、活動部会、任意団体の責任の下に代理出席を認め、この代理人は決議に加わることができる。

3 評議員以外の評議会への参加はこれを排除しないが、司祭団の承認を必要とする。承認された参加者は、オブザーバーとして評議会に参加し、発言を認められる時のみ発言し、審議、決定に際して多数決が用いられる場合には、決議権を有しない。

## 第6条（評議会の会合）

評議会の会合は司祭団の招集によって定期的に開催する。定例の会合は原則として二ヶ月に1回、臨時会合も司祭団の判断で開催することができる。

## 第7条（審議事項）

評議会は、所属ブロックにおける福音宣教活動と連携して、山科教会の宣教活動及び運営活動全般に関わる事柄について審議し決定する。

1 宣教司牧に関する基本方針（長期・短期）の作成

- 2 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- 3 予算と決算、及び予算外の支出の審議と決定。
- 4 その他の活動部会、任意団体の設置や改変。
- 5 「カトリック山科教会小教区評議会規約」の変更。
- 6 その他重要事項。

#### 第 8 条（審議事項と承認）

評議会は、評議員出席者及び必要に応じてオブザーバー出席者との合議により、福音の精神に伴った対話を基に決定する。決議方法として多数決を採用する場合は、評議員のみが決議する。決定事項は、司祭団の承認を経て実行する。

#### 第 9 条（役員の選出）

- 1 役員とは、評議会で教会運営に奉仕する信徒の代表者のことである。
- 2 信徒の代表者としての役員の定数は、4名とする。うち1名はブロック担当者としての任務を兼務する。
- 3 役員の選出は、常に司祭団と共にを行い、司祭団が信徒の意見を聞いた上で、下記4項にて行なう。
- 4 選出方法は、信徒、或いは司祭団からの推薦により役員候補者若干名を決定し、その中から司祭団と現役員との協議の上、新役員を選出する。
- 5 役員の任期は1年とし、再任は妨げないが最長3年以内とする。役員任務の継続性のため、役員の全員交代を避け、役員のうち最低1名は前年度からの任務を引き継ぐ。
- 6 推薦対象者は、山科教会に在籍する20歳以上の信徒が有する。
- 7 選出された役員は、司祭団からの任命を受ける。

#### 第 10 (役員の任務)

- 1 役員は、司祭団と共に山科教会及び所属ブロックにおける『共同宣教司牧』のチームとなって、山科教会全体の福音宣教活動及び運営について調整するとともに、所属ブロックにおける福音宣教活動にも積極的に協力する。
- 2 司祭団と共に、次年度役員選出の任務を担う。
- 3 評議会の会合の準備、議事運営などを行なう。
- 4 山科教会の代表として、所属ブロック会議に派遣される。

#### 第 11 条（部会制度）

- 1 山科教会において、また所属ブロックにおいて、教会本来の使命である福音宣教活をさらに推進するために、以下の通り部会を設置し、充実させる。
- 2 部会は評議会の内部組織或いは下部組織ではなく、評議会で決定された方針に従って活動する執行機関である。
- 3 山科教会の福音宣教活動や運営奉仕を行うにあたり、「一人一役」の精神の基に、信徒全員が参加し、より機能的に活動するため、信徒各人は、原則として何れかの部会に所属するものとする。

- 4 各部会においては、それぞれ1名ないし2名の責任代表者たる部長等を選出し、部会をまとめ、部会会議を開催して活動を調整する役割をゆだねる。また部長は、評議員として評議会に参加する。
- 5 責任代表者たる部長等の任期は1年とし、再任は妨げない。

#### 第12条〈共通部会と活動内容〉

- 1 山科教会の中に京都教区共通の部会として、『教育部』『典礼部』『広報部』『施設管理部』『財務部』を設置する。
- 2 前項の共通部会として山科教会に設置される各部会の主な業務分掌及び活動内容は、別紙第1のとおりとする。各部会の活動内容は所属ブロック内の小教区同士で、出来る限り整合させるものとする。
- 3 財務部メンバーについては、業務の性質上、メンバーは公募しないで司祭団と役員とが協議し、司祭団が指名する。

#### 第13条（その他の活動部会）

- 1 京都教区共通の部会以外の、山科教会の活動部会は、別紙第2のとおりとする。
- 2 必要に応じて、評議会の決定により、適宜、活動部会を設けることができる。

#### 第14条（任意団体）

- 1 前条の各部会の他、山科教会の中で、性別、世代別、地域別などの会、及び任意の会、及び任意の目的に従って、有機的、補完的に活動を行う任意団体を設置することができる。山科教会の任意団体は、別紙第3の通りとする。
- 2 これらの任意団体においても、第11条第4項の部会の規定に準じてそれぞれ1名ないし2名の責任代表者を選出し、任意団体をまとめ、会議を開催して活動を調整する役割をゆだねる。また、責任代表者は、オブザーバーとして評議会に参加し、発言を求められる時のみ発言し、審議、決定に際して多数決が用いられる場合には、決議権を有しない。

#### 第15条（部会に所属できない信徒への配慮）

- 1 信徒の小教区における活動は、必ずしも部会に所属して活動することがすべてではなく、部会に所属せず、日々の祈りと犠牲で小教区又は教会のために奉仕することも重要である。
- 2 部会に所属できない信徒への具体的な方法の一例は別紙4による。

#### 第16条（『共同宣教司牧』活動と関連する団体）

- 1 山科教会における『共同宣教司牧』活動と関連する団体は、別紙第5のとおりとする。
- 2 『共同宣教司牧』活動と関連する団体は、オブザーバーとして評議会に参加し、発言を求められる時のみ発言し、審議、決定に際して多数決が用いられる場合には、決議権を有しない。

#### 第17条（会計監査）

- 1 山科教会に会計監査を選出し、財務全般に関する会計監査を担当する。
- 2 毎年、会計監査を実施し、その結果を評議会に報告する。
- 3 会計監査は2名とし、評議会で候補者を決定し、任期を1年として任務を委嘱する。

4 会計監査は評議員を兼務することは出来ない。

#### 第 18 条（小教区総会）

- 1 山科教会総会（以下「総会」という。）は、年度初めである毎年1月に、年1回、司祭団の招集により開催する。
- 2 また必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 総会は、評議会で審議、決定し、司祭団が承認した事項について、山科教会所属信徒への周知の機会とする。また、信徒が山科教会運営について自由に意見を述べるための機会として開催する。但し、本総会は決議機関ではない。
- 4 総会の参加資格は、山科教会所属信徒で15歳以上の総ての者とする。
- 5 総会の司会進行及び記録は、役員が担当する。

#### 第 19 条（例会）

山科教会において、原則として二ヶ月に1回例会を開催する。例会は、評議会で審議、決定し、司祭団が承認した事項について、山科教会所属信徒への周知の機会とする。また信徒が山科教会運営について自由に意見を述べるための機会として開催する。但し、例会は決議機関ではない。

#### 第 20 条《年間の行事）

- 1 山科教会の年間行事は、所属ブロックで決められた「宣教計画(長期・短期)」と、評議会で審議、決定された「宣教司牧に関する基本方針」に基づいて、評議会で審議決定され、司祭団の承認を受けて「カトリック山科教会主催」或いは「共催カトリック山科教会」として実行する。
- 2 前項で決定承認された年間行事は、総会及び例会を通じて山科教会信徒に周知される。
- 3 1 項で決定承認された年間行事については、信徒全員が各自のタレントを活かし合って協力する。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教認可 2007年12月31日

発効 2008年 1月 1日

教区司教改訂認可 2014年12月 6日

改訂 2015年 1月 1日

教区司教改訂認可 2024年 3月 18日

改訂 2024年 4月 1日

+ Paul J. Stuck

